

津山市監査委員告示第12号  
平成30年3月26日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度の定期監査(第2次)を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 29 年度

定期監査結果報告書  
(第2次)

津山市監査委員

## 第1 監査の期日及び対象

平成29年9月13日から平成30年3月7日までの期間に次のとおり実施した。

実施日	監査の対象		
平成29年 11月22日	聴取	こども保健部	こども課、こども子育て相談室、健康増進課
		水道局	経営企画室、業務課、水道施設課
11月24日	現地調査	こども保健部	津山市立みどりの丘保育所
		水道局	小田中浄水場
平成30年 1月19日	聴取	総務部	総務課、人事課、危機管理室、情報政策課、人権啓発課
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
		公平委員会	公平委員会事務局
1月22日	現地調査	総務部	高野コミュニティハウス、東野介代児童遊園地、上兼田備品収納庫、兼田児童遊園地
2月2日	聴取	総合企画部	政策調整室、行財政改革推進室、秘書広報室、地域創生戦略室

## 第2 監査の範囲及び方法

平成28年度及び平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 第3 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。

監査対象課の機構及び職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

## 職員の配置状況

### ○総合企画部

(平成29年12月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
総合企画部	1											1
政策調整室				1	3	1						5
行財政改革推進室				1		1	1					3
秘書広報室				1	2	2	4					9
地域創生戦略室				1	1(1)	1(1)						3(2)
計	1			4	6(1)	5(1)	5					21(2)

### ○総務部

(平成29年11月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
総務部	2		3									5
総務課				(2)	1(1)	1(1)	2					4(4)
人事課				(1)	1	3(2)	3					7(3)
危機管理室				1	2		2			2		7
情報政策課				(1)	1	2(1)	4			1		8(2)
人権啓発課				(1)	1	2(3)	1(1)			2	1	7(5)
計	2		3	1(5)	6(1)	8(7)	12(1)			5	1	38(14)

### ○こども保健部

(平成29年10月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
こども保健部	1		3									4
企画調整官				1								1
こども課				5(2)	6(1)	25(6)	51(1)			38(2)	43	168(12)
こども子育て相談室				1(1)		1		1		2		5(1)
健康増進課				1(1)	4	3(1)	1	20		8	2	39(2)
計	1		3	8(4)	10(1)	29(7)	52(1)	21		48(2)	45	217(15)

## ○水道局

(平成29年10月1日現在)

	部長	参与	次長	課長級	課長 補佐級	係長級	事務	技術	技能 労務	非常勤	臨時	計
水道局	1		1					(2)				2(2)
企画調整官				(1)		(1)	(1)	(1)				(4)
経営企画室				1(1)								1(1)
業務課				1	2	2(2)	6				1	12(2)
水道施設課				1	2	4(4)	2	12(3)			1	22(7)
計	1		1	3(2)	4	6(7)	8(1)	12(6)			2	37(16)

## ○選挙管理委員会

(平成29年11月1日現在)

課名	職名	局長	次長	書記	嘱託	臨時	計
選挙管理委員会事務局		1	1	(29)			2(29)

## ○公平委員会

(平成29年11月1日現在)

課名	職名	局長	次長	書記	嘱託	臨時	計
公平委員会事務局		(1)	(1)	(1)			(3)

(注) ( )内は兼務の人数である。

## 1 各課の監査結果

### ○総合企画部

#### 政策調整室

(要望事項)

- (1) 昨年度にスタートした津山市第5次総合計画では、人口減少や少子高齢化への対応など開花プログラムを着実に推進するため、様々な事業に積極的に取り組んでいる。主要事業の進行管理・評価については、今年度から、事務事業評価を行っているが、厳しい財政状況のなか、限られた財源で最大限の効果を挙げていくことがこれまで以上に求められている。事業実施結果等の達成度の把握や施策の推進の寄与度の検証などを十分行い、必要に応じて見直しや改善を図るなど主要事業の進行管理・評価を更に強化し、着実な事業推進にあたられたい。

#### 行財政改革推進室

(要望事項)

- (1) 平成29年11月に公表された津山市財政計画（長期財政見通し）ローリングでは、平成24年度から平成55年度までの累積行革効果必要額は、319億円で、平成29年度以降追加行革実施必要額は、86億円としている。地方交付税の縮減や社会保障関係費の増高など本市財政は依然厳しい状況であり、将来にわたる健全な財政運営を維持するため、更なる行財政改革の推進や進行管理の徹底など実効性の高い行財政改革に取り組まれたい。

#### 秘書広報室

(指摘事項)

- (1) 文書管理については、平成29年度の公文書簿冊に、関連する平成28年度の公文書が綴られているものが散見された。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。

#### 地域創生戦略室

財務事務はおおむね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

## ○総務部

### 総務課

(指摘事項)

- (1) 総務課の文書等郵送に使用する郵便切手について、郵便切手受払簿による管理がなされていなかった。津山市文書管理規程第36条第4項、津山市物品会計規則第24条第2項第3号に基づいて適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 各部署において、文書の収受や簿冊管理に不適切な事例が散見された。定期的に文書管理研修等を実施し、全職員に対して改めて文書管理の重要性と適正事務が行われるよう具体的な指導をされたい。特に文書主任は各課における文書管理事務の要であるので、文書主任に対する指導や研修をより充実されたい。

### 人事課

(要望事項)

- (1) 近年、業務が複雑・多様・高度化していく中、職員の心の健康保持増進を図ることが重要な課題となっている。本市においては、本年1月から新たにメンタルヘルス不調者への復帰プログラムを実施するなど、様々なメンタルヘルスケアに取り組んでいる。今後とも、快適な職場環境づくりや早期発見・早期対応、円滑な職場復帰など、きめ細かなメンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組まれたい。

### 危機管理室

(指摘事項)

- (1) 交際費の収支に関する伝票等が整備されていなかった。交際費については、出納事務の透明性を確保するためにも、収入伝票、支出伝票等を作成し、所定の決裁を経るなど、適正な事務処理を行われたい。
- (2) 消防行政視察研修会参加に伴う旅費の精算に21日を要していた。津山市会計規則第64条に基づいて、その用務終了後直ちに精算されたい。

(要望事項)

- (1) 住民への緊急情報伝達の一つである緊急告知防災ラジオの普及率が低迷している。防災ラジオは市が防災情報等を収集し、住民に対して直接伝達するための重要な手段である。災害時に市が発信する情報は、住民が災害から身を守るために、必要不可欠であることをしっかりと啓発し、当該ラジオの購入助成制度についてさらなる周知を図り、普及率向上に向けて鋭意努力されたい。

## 情報政策課

(指摘事項)

- (1) 地籍図等交付手数料の収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条に基づいて、適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 近年、社会の情報化の進展に伴い、行政を取り巻く環境も急速に変化し、ますます大量の個人情報管理されるようになっており、情報セキュリティ事故に対するリスクも年々高まってきている。情報セキュリティポリシーに基づいて、情報マネジメントの周知徹底を図り、事故防止に努められたい。

## 人権啓発課

(指摘事項)

- (1) 郵便切手受払簿の残高と実際に保有しているはがきの数が一致していなかった。郵便切手受払簿については、津山市物品会計規則第24条第2項により「常に現品と照合し、保管の状況を明らかにしなければならない。」とされている。適正な事務処理をされたい。
- (2) 手提げ金庫の中に拾得物の10円が、平成29年3月31日から保管されたままになっていた。拾得物については、施設(アルネ津山)内の所定の手続きに沿って適正な取り扱いをされたい。
- (3) 津山男女共同参画センター「さん・さん」の利用に際して、使用許可書が交付されていなかった。津山市男女共同参画センター「さん・さん」条例施行規則第6条に基づいて適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 平成28年度決算において、生活改善資金貸付金の収入未済額は4,679万9千円、低所得者生業資金貸付金243万2千円となっている。債権管理室とも連携を図り債権管理を徹底し、今後とも、未収金の解消に積極的に取り組まれたい。

## 〇こども保健部

### こども課

(指摘事項)

- (1) 文書管理については、決裁の起案書に日付がないもの、文書主任の印がないもの、受け付けた文書に受付印のないものなどが多数見受けられた。文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。
- (2) 平成28年度会計に係る保育所負担金未収金の滞納繰越分が、平成29年6月1日に調定されていた。滞納繰越分については、出納整理期間がなく、3月31



日をもって出納が閉鎖されるので、津山市会計規則第38条に基づいて、会計年度の末日において翌年度に繰り越し、新年度直ちに調定をされたい。

(要望事項)

- (1) 平成28年度決算において、保育所負担金の収入未済額は6,590万2千円、不納欠損額は1,225万5千円、幼稚園使用料の収入未済額は284万9千円、児童扶養手当返還金の収入未済額は1,364万4千円となっている。不納欠損処理については、負担の公平性の原則からも慎重かつ適切に対処されたい。債権管理室とも連携を図り債権管理を徹底し、今後とも、未収金の解消に積極的に取り組まれたい。

## こども子育て相談室

(要望事項)

- (1) 児童虐待は子どもの心と身体に傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える。子どもの人権を守るためには、虐待を早期に発見し、的確な対応をとることが重要である。児童相談所や民生委員・児童委員、愛育委員などの様々な関係機関とより一層連携を強化し、早期発見や実態の把握により、虐待防止に努められたい。

## 健康増進課

(指摘事項)

- (1) 児童発達支援事業利用者負担金の現金取扱いについては、指定金融機関への払い込みまでの期間に14日を要していた。津山市会計規則第24条に基づき、原則として収納の日又はその翌日には払い込みをするように、事務処理を徹底されたい。
- (2) 補助金交付事務については、実績報告書の提出の遅延がみられたので、補助金等交付規則に基づいて事業終了後速やかに実績報告書が提出されるように改められたい。

(要望事項)

- (1) 特定健診、がん検診については、様々な取り組みを行っているものの、受診率は伸び悩んでいる。病気の早期発見、早期治療のため、健(検)診は欠かせないものである。今後とも、関係機関、関係部署と連携を強化し、健(検)診や生活習慣病予防事業等の充実・拡充などに創意工夫を図り、市民の健康づくりに積極的に取り組まれたい。

## ○水道局

### 経営企画室

(要望事項)

- (1) 収益的収支においては、給水人口の減少や節水器具の普及などにより給水収益が減少し収支が悪化する傾向にある。一方、資本的収支においては、施設の更新工事等の増大が予定されることから、内部留保資金が減少するなど厳しい財政状況となる傾向にある。このような状況であるため、平成29年末に策定した水道事業経営戦略や新水道ビジョンに基づいて、計画的で効率的な事業推進や、更なる経営改善の取組と共に給水収益を確保するための検討にも努められたい。

### 業務課

(要望事項)

- (1) 公営企業会計による会計処理上、不納欠損とし、簿外管理をしている上水道料金の未収金については、いつまでも継続することは不適切であるので、債権管理室とも連携を図り債権の整理をされたい。

### 水道施設課

(要望事項)

- (1) 水道管の老朽化に伴う更新については、対象となる管の総延長が膨大であること、多額の費用が見込まれることから、その対応が大きな課題となっている。安全で良好な水の安定供給のため、老朽管の更新計画に基づいて、計画的で効率的な更新に取り組まれたい。

## ○選挙管理委員会

(要望事項)

- (1) 投票区については、平成13年度に高野投票区を2つに分けた後、合併による投票区の追加を行って以来変わっていないが、各投票区の選挙人の数には大きくばらつきがみられる。選挙人の推移や期日前投票者の増加などを踏まえて、投票区の再編を検討されたい。

## ○公平委員会

財務事務はおおむね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

## 2 監査委員の意見

監査の結果、次のとおり所属を問わず、また、反復して発生している不適切な事例があった。

現金の取扱いについては、収納金現金出納簿が整備されていない、非常勤嘱託員の異動に伴う分任出納員の任免ができていない、拾得した現金の対応が速やかでない、領収書の住所欄等の記載が漏れているなどの事例が見られた。

文書管理については、文書の収受時の受付印が押印されていない、文書管理システムで登録されている簿冊と実際に綴られている簿冊が異なる、決裁日等の記入が漏れている、文書主任が起案書の所定欄に認印を押していないなどの事例が見られた。

収入印紙の取扱いについては、消印がなされていない契約書が多数見受けられた。印紙税法第8条第2項では、「課税文書に印紙を貼り付ける場合には、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。」とされている。また、印紙税法施行令第5条では「印章又は署名で消さなければならない。」とあるように、斜線を引いただけでは消印したことにならないので注意されたい。

これらについては、事務執行の基本となる本市の会計規則、文書管理規程、その他関係する法令の理解が十分でないことが原因と考えられる。定期監査における指摘事項について、単に事務処理を是正するだけでなく、基本的な考え方や規則等に基づいて検証を行い、全庁的に再発防止に向けて取り組まれない。

昨今、職員の不祥事や事務処理ミスによる不適切な事案が発生している。市政の信用回復に向けて、これまで以上に危機管理体制の点検や未然防止について徹底強化を図るとともに、職員は常に緊張感と危機管理意識を持って執務にあたるよう組織的に取り組まれない。